

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当たる場合は、
休きがと日

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において
準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定
に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了による選挙を平成四年
八月六日に行うので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙
法第三十三条第五項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は、九人である。

平成四年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

◆選管告示

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の実施

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長等の選任

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所等

◆鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行いう場所等

選挙管理委員会告示

平成四年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

平成四年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第九条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

- 一 選　　挙　　長　鳥取市賀露町一七五七番地の三〇二　船本幸作
- 二 選挙長の職務代理者　氣高郡氣高町大字酒津六九四番地　河崎勝則

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

平成四年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目一二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

平成四年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長　長　尾　義　男

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

平成四年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

平成四年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長　長　尾　義　男

裏
折目表
折目

| | |
|---|--|
| 候補者 (名) 氏名 (名 称) | <p>一 ○ 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内 に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称) は、書かないこと。</p> |
| 鳥取県 選挙管理 委員会印 | |

裏

表

| | |
|---|--|
| 鳥取県 選挙管理 委員会印 | |
|---|--|

備考

- 一 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 二 用紙は、折りたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷り込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

平成四年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

平成四年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

平成四年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成四年七月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県厅選挙管理委員室
二 日時 平成四年七月二十八日

1 投票を行うこととなつたとき

2 投票を行わないこととなつたとき

平成四年八月六日 午後一時三十分

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第一号

平成四年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行ふ場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成四年七月二十八日

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 船 本 幸 作

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県厅選挙管理委員室
二 日時 平成四年八月三日 午後五時十分

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県厅選挙管理委員室
二 日時 平成四年八月三日 午後五時十分

平成四年八月十日 午後一時三十分

投票を行わないこととなつたとき

平成四年八月六日 午後一時三十分